

# 公益財団法人新潟県危険物安全協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人新潟県危険物安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防法に基づく危険物に起因する災害の防止を図るため、危険物の安全管理体制の確立と危険物取扱者の資質の向上を促進し、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物に係る安全管理思想の普及及び啓発に関すること。
- (2) 危険物に係る災害の防止に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 危険物に係る講演会、講習会及び研修会の開催に関すること。
- (4) 新潟県が行う危険物に関する講習会等に係る事業の受託に関すること。
- (5) 危険物安全管理功労者等の表彰に関すること。
- (6) 機関誌の発行及び図書等の刊行に関すること。
- (7) 危険物施設整備資金等融資の斡旋に関すること。
- (8) 危険物安全関係団体等が実施する事業への協力及び連絡調整に関すること。
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人の目的を達成し第4条の事業を行うため、第1号及び第2号に掲げる者で会費を納入した者をこの法人の会員とする。

- (1) 正会員 新潟県内において危険物施設を有する事業所をもって地域ごとに組織された危険物の安全確保を目的とした団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を後援するために入会した個人又は団

体。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第4章 財産及び会計

##### (基本財産)

第6条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

##### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

##### (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

##### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第5章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員12名以上17名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 6 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 7 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

#### （評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

## 第6章 評議員会

### (構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

### (招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

### (招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

### (議長)

第20条 評議員会の議長は評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないとしたことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに署名押印しなければならない。

## 第7章 役員等

### (役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち4名以内を代表理事とする。
  - 3 代表理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の代表理事を副理事長と称する。
  - 4 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事とし、専務理事を業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、この法人の評議員及び監事並びに使用人を兼ねることができない。ただし、専務理事が事務局長を兼ねる場合はこの限りでない。
- 4 監事は、この法人の理事及び評議員及び使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長はこの法人の業務を統括し、副理事長は理事長を補佐する。
  - 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

(責任の免除)

第33条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法111条第1項の損害賠償責任について、同法114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 28 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

第 42 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、専門的な事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

### (解散)

第44条 この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 事務局

### (事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の選任は理事会の承認を得なければならない。

4 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第13章 補 則

(地域の危険物安全関係団体との連携、協力)

第49条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、県内の地域の危険物安全関係団体等に第4条に規定する事業への協力を依頼するとともに、事業の円滑な運営のために連携するものとする。

2 前項の協力及び連携についての必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は中村正とし、副理事長は北崎和実、笠原完治、高森信行とし、専務理事は山崎俊雄とする。

## 公益財団法人新潟県危険物安全協会定款施行細則

### (趣 旨)

第1条 公益財団法人新潟県危険物安全協会定款（以下「定款」という。）の施行に関し必要な事項を、この細則に定める。

### (会 員)

第2条 定款第5条第1項第1号に規定する正会員として入会しようとする者は、公益財団法人新潟県危険物安全協会（以下「協会」という。）と入会契約を締結するものとする。

2 定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会 費)

第3条 会員は、次の区分により年額の会費を協会に納入しなければならない。

(1) 定款第5条第1項1号に定める正会員（以下「地区支会」という。）

当該地区支会の会員である危険物関係事業所等の危険物取扱者数に応じて、別表1に定める加入区分別の会費額を、地区支会内の全危険物関係事業所等について合計した額

(2) 定款第5条第1項2号に定める賛助会員 10,000円

2 前項に定める会費は、退会その他の場合において返還しないものとする。

3 協会は、納入された会費を全額管理費に充てるものとする。

### (会費の納入)

第4条 前条に定める会費は、会員は毎年7月末日までに理事長に納入するものとする。

ただし、年度の途中で入会した者にとっては、その入会の日から20日以内に前条に定める額の全額を納入しなければならない。

### (専門委員会)

第5条 定款42条の規定に基づき、次の専門委員会及び専門委員を置くことができる。

(1) 総務運営委員会 8名以内

(2) その他必要と認める委員会 理事長が定める数

2 専門委員は、地区支会（正会員）からの推薦に基づき理事会にはかり理事長が委嘱する。

3 専門委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

4 専門委員会は、理事長が必要に応じて専門委員を招集し開催する。

### (出納閉鎖日)

第6条 出納閉鎖日は、定款第7条に定める事業年度終日から起算して30日以内とする。

### (助成金)

第7条 本協会は、地区支会（正会員）に対し、予算の範囲内において次の助成金を交付することができる。

- (1) 会員事業所名簿管理助成金
  - (2) 危険物取扱者保安講習事業助成金
  - (3) 受験準備講習事業助成金
  - (4) 危険物安全管理運動事業助成金
  - (5) 地区支会事務費等助成金
- 2 助成金の交付方法等については、理事長が別に定める。

(補 則)

第8条 この施行細則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この施行細則は、公益財団法人設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表1

○ 1 危険物関係事業所当りの危険物取扱者数による会費額

加入区分	会費額	備考
2人以下	2,000円	
3人以上10人以下	4,000円	
11人以上50人以下	10,000円	
51人以上100人以下	15,000円	
101人以上	30,000円	